

## 第6章 資料編

### (1) 環境基本計画の策定経緯

年月日	内 容
2016 年 10 月 7 日～28 日	市民及び事業所アンケートの実施
2017 年 1 月下旬～2 月下旬	団体・事業者及び庁内ヒアリング
5 月 31 日	第 1 回知立市環境審議会 ・前計画のふりかえり及び基本方針の審議
8 月 2 日	第 2 回知立市環境審議会 ・第 2 次知立市環境基本計画の策定について（諮問） ・計画の基本施策及び目標に関する審議
9 月 4 日	第 3 回知立市環境審議会 ・施策及び進行管理に関する審議
10 月 2 日	第 4 回知立市環境審議会 ・第 2 次知立市環境基本計画（案）について
10 月 14 日～11 月 12 日	パブリックコメントの実施
11 月 14 日	第 5 回知立市環境審議会 ・第 2 次知立市環境基本計画の策定について（答申）
12 月	知立市議会 12 月定例会上程

## (2)環境基本計画に関する住民および事業者アンケート調査の概要

本計画の策定にあたって、市民や事業者における環境意識や行動の実態把握のために市民や事業者の皆さまにアンケート調査を実施しました。約 800 名の市民および 70 の事業者にご協力いただき、環境活動や環境意識の実態、環境政策に対するニーズを把握しました。

項目	概要
調査時期	2016年10月7日～28日
調査方法	郵送配布、郵送・WEB回収
アンケート対象	知立市内に居住する20歳以上の男女
アンケート配布数	2,000人
アンケート回収数・回収率	回収数:810人【郵送回収:753人／WEB回収:57人】 回収率:40.5%
対象者の抽出方法	2016年8月末時点の住民基本台帳より、 人口比率に基づき町丁目単位で無作為抽出
アンケート項目	①個人属性 ②最近の環境問題について感じる事 ③現在取り組んでいる環境配慮行動 ④知立市の環境施策に関する認知度 ⑤知立市が目指すべき将来環境像と施策ニーズ ⑥環境施策を実施するにあたって重要なこと

### 市民アンケート調査の実施概要

項目	概要
調査時期	2016年10月7日～28日
調査方法	郵送配布、郵送・WEB回収
アンケート対象	知立市内の事業所
アンケート配布数	200事業所
アンケート回収数・回収率	回収数:72事業所【郵送回収:69／WEB回収:3】 回収率:36.0%
対象者の抽出方法	知立市商工会ホームページに記載されている事業者一覧より 無作為抽出
アンケート項目	①事業所概要 ②環境問題に対する対応状況 ③環境問題に対する取り組み意向 ④知立市が目指すべき将来環境像と施策ニーズ ⑤環境計画を策定するにあたっての協力意向

### 事業者アンケート調査の実施概要

### (3)二酸化炭素排出量推計方法および条件について（2014年3月策定からの変更）

2014年3月に策定された知立市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）から現在までに、環境省の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」改定ならびに用いる統計データの遡り修正等により、2011年以前の二酸化炭素排出量推計結果も変更しています。

主な変更点を以下の通り示します。

項目	概要
都道府県別エネルギー消費統計における推計方法の変更【産業部門、業務その他部門】	<p>産業部門および業務その他部門石炭・石炭製品・石油製品起因の二酸化炭素排出量算出に用いる都道府県別エネルギー消費統計の2014年度公表分作成に伴い、1990年度まで遡り改定が行われたため、それに伴い1990年からの二酸化炭素排出量を再計算しています。</p> <p>なお、2014年度公表値からの都道府県別エネルギー消費統計の変更点は以下の通りです。変更内容の詳細については、「都道府県別エネルギー消費統計の推計方法とその変更について」（資源エネルギー庁、2016年12月）に掲載されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①総合エネルギー統計の改訂に伴う推計方法及び表章の変更</li> <li>②石油等消費動態統計事業所内のエネルギー転換の表現の変更</li> <li>③集計対象範囲の変更</li> <li>④同一事業所内で2以上の事業を行う場合の重複処理の変更</li> <li>⑤家庭・運輸のエネルギー消費における補正方法の精緻化</li> </ul>
対県比率の指標変更【産業（農業）部門】	<p>「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」の改定ならびに市町村別農業生産額の非公表化に伴い、農業部門における産業規模の対県比率算出指標を農業生産額から農業従業者数に変更しています。</p> <p>農業従業者数は愛知県、知立市ともに愛知県統計年鑑に示される数値を用いています。</p>
運輸部門における車種別原単位算出範囲の変更	<p>運輸部門における活動量算出のための車種別原単位（運行率、運行車両あたりトリップ数、トリップあたり距離）の算出にあたっては、知立市のみではデータの信頼性が確保できません。そのため、前計画では7車種それぞれで近隣市町村を拡大し、信頼できるデータを使用しています。本計画では、データの信頼性を確保しつつもモニタリングの継続性と拡大の考え方を統一するため、拡大範囲を2つの区分としました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①隣接する鉄道沿線地区（岡崎市・安城市・刈谷市・豊明市・大府市） 【小型車、乗用車、バス、小型貨物車、普通貨物車】</li> <li>②三河地域全市町村【バス及び特殊車両】</li> </ul>

二酸化炭素排出量推計方法の主な変更点（2014年3月策定計画からの変更）

## (4)関係条例

### ○知立市環境基本条例

平成19年3月27日条例第10号

#### 目次

##### 前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第7条—第10条）

第3章 環境の保全及び創造に関する推進施策（第11条—第19条）

第4章 環境審議会（第20条）

#### 附則

私たちのまち知立市は、豊かな水と緑をたたえて生き物を育む逢妻川、猿渡川が流れ、平坦な地形のうえに田園風景が各地に広がっており、貴重な自然環境が残されています。また、宿場町として栄えた歴史と文化を背景に、公園、旧街道、神社、仏閣などにけやき、まつ、いぶきなどの樹木やかきつばた、はなしょうぶなどの草花が守り育てられており、私たちの憩いの場を生み出しています。

このような水と緑と文化に恵まれた環境に支えられながら、私たちのまちは心豊かに暮らせる住宅都市として、また、西三河地域の交通の要衝として、今日まで着実な発展を遂げてきました。

しかしながら、私たちの暮らしが快適で便利になるとともに、都市化の進展や産業の発展に伴い環境への負荷がもたらされ、将来にわたって良好な環境を維持することが次第に難しくなっています。

私たちは、これまでの良好な環境を保持するための取組を一層推進するとともに、生態系に配慮し、地域特性を生かしつつ、将来にわたって健康で文化的な生活を守るような環境の保全及び創造を目指して取り組んでいく必要があります。

このような認識のもと、私たちすべての者が協働して健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の実現を目指し、ここに、この条例を制定します。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

##### （基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むために、恵み豊かな環境を確保するとともに、これが将来の世代へ継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することにより、人と自然とが共生でき、持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行われなければならない。

3 地球環境の保全は、地域における事業活動及び日常生活が地球環境に影響を及ぼすものであることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において市、市民及び事業者の協働により、積極的に推進されなければならない。

##### （市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

#### (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動において再生資源等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めなければならない。

### 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

#### (施策の策定等に係る基本方針)

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全及び創造され、並びに自然環境が適正に保全及び創造されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全及び創造されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした環境が創造されること。
- (4) 資源の循環型利用を推進し、エネルギーの有効利用を図るとともに廃棄物の減量の推進が図られること。
- (5) 地球の温暖化防止等の地球環境の保全が図られること。

#### (環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、知立市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の方向
  - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を環境基本計画に反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、第20条に規定する知立市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

#### (環境基本計画との整合)

第9条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るように努めなければならない。

(年次報告書の作成等)

第10条 市長は、環境基本計画に基づき実施された環境の保全及び創造に関する施策の状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

### 第3章 環境の保全及び創造に関する推進施策

#### (公害の防止等)

第11条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止、廃棄物の適正処理等に関して必要な措置を講ずるものとする。

#### (環境の保全及び創造に資する施設の整備等)

第12条 市は、環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備を推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努めるものとする。

#### (環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第13条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

#### (地球環境の保全)

第14条 市は、地球環境の保全に資するため、地球温暖化の防止等に関する施策の推進に努めるものとする。

#### (環境教育及び環境学習の推進)

第15条 市は、市民及び事業者又はこれらの者が組織する民間の団体（以下「市民等」という。）が環境の保全及び創造について理解を深めるため、学校、職場、家庭等を通じて、環境に関する教育及び学習の推進に努めるものとする。

**(自発的な活動の促進)**

第16条 市は、市民等が自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

**(環境情報の提供)**

第17条 市は、市民等が環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

**(調査、監視等の整備)**

第18条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するとともに、当該施策を適正に実施するために、監視等の体制の整備に努めるものとする。

**(国及び他の地方公共団体との協力)**

第19条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して行うように努めるものとする。

**第4章 環境審議会**

第20条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の7の規定に基づき、知立市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) 一般廃棄物の減量等に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項

3 審議会は、委員10人以内で組織する。

4 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体及び事業所を代表する者
- (3) 公募市民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任を妨げないものとする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

**(施行期日)**

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(知立市廃棄物減量・環境保全審議会条例の廃止)

2 知立市廃棄物減量・環境保全審議会条例(平成14年知立市条例第15号)は、廃止する。

(知立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

3 知立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年知立市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「知立市廃棄物減量・環境保全審議会」を「知立市環境基本条例(平成19年知立市条例第10号)第20条に規定する知立市環境審議会」に改める。

## ○知立市環境審議会規則

平成 19 年 3 月 27 日規則第 5 号

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、知立市環境基本条例（平成 19 年知立市条例第 10 号）第 20 条第 7 項の規定に基づき、知立市環境審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会長及び副会長)

第 2 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が任命する。

4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 3 条 審議会は会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (関係者の出席)

第 4 条 会長は、必要と認めたときは、関係者の出席を求め意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、市民部環境課において処理をする。

### (委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### 附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

## ○知立市環境美化推進条例

平成 23 年 3 月 25 日 条例第 9 号

### (目的)

第 1 条 この条例は、市、市民、事業者等が一体となって、空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに動物のふん害を防止するとともに、地域の環境美化の推進及び快適な生活環境の保全を図り、もって清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市の区域を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 空き缶等 飲食物を収納し、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器をいう。
- (4) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する空き缶等以外の物で、投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (5) 動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 44 条第 4 項各号に掲げる動物をいう。
- (6) 公共の場所等 道路、公園、広場、河川、池沼その他の公共の用に供する場所（以下「公共の場所」という。）及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地若しくは建築物その他の工作物をいう。
- (7) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。

### (市の責務)

第 3 条 市は、地域の環境美化の推進及び快適な生活環境の保全に関する必要な施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、前項の施策を策定し、実施するに当たっては、市民及び事業者又はこれらの者が組織する民間の団体（以下「市民等」という。）の適切な参加の方策を講ずるよう努めなければならない。

### (市民等の責務)

第 4 条 市民等は、互いに助言し、協力し合い、自主的な活動により、地域の環境美化を推進し、快適な生活環境を保全するよう努めるものとする。

2 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

### (環境美化推進市民行動の日)

第 5 条 清潔で美しいまちづくりについて市民等の関心と理解を深めるため、環境美化推進市民行動の日（以下「市民行動の日」という。）を設ける。

2 市民行動の日は、毎年 6 月の第 1 日曜日とする。

3 市は、市民行動の日には、市民等の参加による事業を実施するものとする。

### (空き缶等及び吸い殻等の放置及び投棄の禁止)

第 6 条 何人も、空き缶等又は吸い殻等をみだりに公共の場所等に放置し、又は投棄してはならない。

### (回収容器の設置及び管理)

第 7 条 自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。）により飲食物を販売する者は、空き缶等が散乱しないよう規則で定めるところにより回収容器を設置し、これを適正に維持管理しなければならない。

### (ふんの放置及び投棄の禁止)

第 8 条 何人も、その飼養し、又は保管する動物のふんを公共の場所等に放置し、又は投棄してはならない。

### (犬及び猫の管理)

第 9 条 犬を飼養し、又は保管する者は、犬を公共の場所において移動し、又は運動させるときは、常に引き綱等により制御しなければならない。

2 猫を飼養し、又は保管する者は、猫を屋内で飼養し、又は保管するよう努めるものとする。

### (土地の管理)

第 10 条 土地（知立市あき地環境保全条例（平成 4 年知立市条例第 22 号）第 2 条第 1 項に規定するあき地に該当する土地を除く。以下同じ。）を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地が廃棄物、雑草その他の物により著しく周辺の環境を損なわないよう当該廃棄物、雑草その他の物を適正に処理するとともに、市が実施する環境美化の推進及び快適な生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

### (環境美化指導員)

第 11 条 市長は、次に掲げる事項を行わせるため、環境美化指導員を置く。

(1) 第 13 条及び第 14 条の規定による指導、勧告及び命令に関すること。

(2) 地域の環境美化に係る報告、普及、啓発等に関すること。

### (環境美化推進員)

第 12 条 市長は、市民等のうちから環境美化推進員を選任し、前条第 2 号に掲げる事項を委嘱することができる。



**(指導及び勧告)**

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為を中止し、又は是正に必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができる。

- (1) 第6条の規定に違反して空き缶等又は吸い殻等を放置し、又は投棄した者
- (2) 第7条の規定に違反して回収容器を設置せず、又はこれを適正に維持管理しない者
- (3) 第8条の規定に違反してふんを放置し、又は投棄した者
- (4) 第9条第1項の規定に違反してその飼養し、又は保管する犬を引き綱等により制御しないで公共の場所において移動し、又は運動させた者
- (5) 第10条の規定に違反してその所有し、占有し、又は管理する土地の廃棄物、雑草その他の物を適正に処理しない者

**(命令)**

第14条 市長は、前条第1号から第3号までに掲げる者が同条の指導又は勧告を受けて当該指導又は勧告に従わないときは、当該指導又は勧告に従うよう命ずることができる。

**(公表)**

第15条 市長は、第13条第2号に掲げる者が前条の規定による命令を受けて当該命令に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

**(委任)**

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

**(罰則)**

第17条 第13条第1号又は第3号に掲げる者で第14条の規定による命令に違反したものは、5万円以下の罰金に処する。

**附 則**

**(施行期日)**

1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

(知立市空き缶等散乱防止条例の廃止)

2 知立市空き缶等散乱防止条例(平成7年知立市条例第43号)は、廃止する。

**(経過措置)**

3 この条例の施行前にした前項の規定による廃止前の知立市空き缶等散乱防止条例第4条第2項の規定に違反する行為に対する勧告及び公表の規定の適用については、なお従前の例による。

## 用語集

### 【地球温暖化・温室効果ガス】

○二酸化炭素・水蒸気・メタン・亜酸化窒素・オゾン・フロンガス等は、太陽からの日射エネルギーをほぼ完全に透過させる一方、逆に地表から再放射される赤外線を途中で吸収して宇宙空間に熱を逃がさない効果を持っている。この効果はちょうど、温室のガラスが光を通しても熱を逃がさない役目を持っていることにたとえて「温室効果」と呼ばれ、温室効果をもつ気体は「温室効果ガス」と呼ばれている。

### 【気候変動】

○長い地球の歴史の間に、たとえばある時代は暖かく、ある時代は寒くといったように、気候は波を描いて絶えず変化しており、これを気候変動という。気候変動の要因には自然の要因と人為的な要因があり、自然の要因には大気自身に内在するもののほか、特に地球表面の7割を占める海洋は、大気との間で海面を通して熱や水蒸気などを交換しており、海流や海面水温などの変動は大気の運動に大きな影響を及ぼす。一方、人為的な要因には人間活動に伴う二酸化炭素などの温室効果気体の増加や森林破壊などがあり、二酸化炭素などの温室効果気体の増加は、地上気温を上昇させ、森林破壊などの植生の変化は水の循環や地球表面の日射の反射量に影響を及ぼす。近年は大量の石油や石炭などの化石燃料の消費による大気中の二酸化炭素濃度の増加による地球温暖化に対する懸念が強まり、人為的な要因による気候変動に対する関心が強まっている。

### 【生物多様性】

○生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。ただ生きもの数や種類が多ければよいというものではない。自然環境の悪化に伴い、この生物の多様性がこれまでにない早さで刻一刻と失われつつあるため、1993年に国際条約である「生物多様性条約」が発効され、現在我が国を含む194の国と地域において、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルの多様性を保全する取り組みが進められている。

### 【生物多様性地域戦略】

○生物多様性の保全と持続可能な利用を推進するためには、各地域の自然的社会的条件に応じたきめ細やかな取組が必要であることから、生物多様性基本法（2008年6月施行）に基づき、地方公共団体が策定するもの。この戦略には、「対象となる区域」「目標」「総合的かつ計画的に講ずべき施策」「その他、総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」を記載することとされている。

### 【JBO2】

○環境省が2014年に「生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討会」を設置し、2014年度及び2015年度の2カ年にわたり評価を行った上で、作成した「生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書」（JBO2: Japan Biodiversity Outlook 2）。日本における生物多様性及びこれによってもたらされる生態系サービス等について、その状態や変化、さらには変化に与える要因等について、現時点で可能な水準の評価結果をとりまとめたもの。

### 【地球温暖化対策実行計画】

○地球温暖化は、世界共通の問題としてその解決に向けて取り組んでいくものとして、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体が策定するもの。この計画は大きく分けて「事務事業編」と「区域施策編」から構成される。

「事務事業編」は全ての都道府県及び市町村に策定が義務付けられ、当該団体の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画、  
「区域施策編」は全ての都道府県、指定都市及び中核市に策定が義務付けられ、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策を定める計画である。

### 【エコプラン推進員】

○市職員自ら率先して環境に配慮した前向きな取り組みを推進することにより、市民や事業者の自主的な取り組みを推進すること等を目的に策定した「知立市エコプラン」での取り組みを推進する市職員で、各課等に配置される。所属課等の取り組みを推進し、新規採用等で新たに配属された職員への周知徹底を図る。

### 【再生可能エネルギー】

○太陽光や太陽熱、水力・風力・バイオマス・地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しない、石油等に代わるクリーンなエネルギー。

### 【3R(リデュース・リユース・リサイクル)】

○天然資源の消費を抑え環境への負荷を減らす循環型社会の実現に向け、国が策定した「循環型社会形成推進基本計画」(2003年)に、廃棄物の発生を抑制する「リデュース」、使用済みの製品を再使用する「リユース」、廃棄物を原材料にして別の製品を作る「リサイクル」の3つが「3R」として位置づけられている。

### 【環境基準】

○環境基本法では、第16条で「政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」としており、この基準が環境基準とよばれる。環境基準は、行政上の目標であって、公害行政を進めていく上での指針となる。

### 【環境教育・環境学習】

○環境汚染や自然保護をはじめ、食料・石油・鉱物などの資源、電気・熱などのエネルギーのほか、ごみ・廃棄物(処理)、リサイクル、人口、動植物、空気、水、土、光、音、公害、美化、開発、健康、歴史、文化など多岐にわたり持続可能な社会実現のための認識を深め、体験を通じて、自ら考え・調べ・学び・行動することまでの幅広い知識、景観を教育・学習することをいう。「環境教育」という用語は、1948年の国際事前保護連合(IUNC)の設立総会で最初に用いられたと言われている。また、環境ケアに向けての行動は、上から押し付けられるものではなく、学習者自らのアクション・リサーチにより達成されとの考えから、「環境教育」ではなく「環境学習」という用語も近年多用されている。

## 【廃棄物部門・運輸部門・民生部門・産業部門】

○二酸化炭素排出量は排出部門別に算定することとされており、各部門は以下のように定義されています。

廃棄物部門	：一般廃棄物、産業廃棄物(廃プラスチック・廃油等、化石燃料起源のものに限る)の処理のエネルギー消費を表現する部門。
運輸部門	：乗用車・トラック・鉄道・船舶・航空機などのエネルギー消費を表現する部門。
民生部門	：住居、オフィスビル、商業施設、宿泊施設、病院、官公庁などのエネルギー消費を表現する部門。なお、家庭部門と業務その他部門に細別されることもあり、家庭部門は主に住宅や自家用車でのエネルギー消費、業務その他部門は事務所や病院、店舗などで消費したエネルギー消費を表現する部門。
産業部門	：製造業、建設業、農林水産業などのエネルギー消費を表現する部門。工場・事業所の内部のみで人・物の運搬・輸送に利用したエネルギー源の消費を計上し、工場・事業所の外部での人・物の運搬・輸送に利用したエネルギー源は運輸部門に計上。

## 【高効率給湯器】

○エネルギーの消費効率に優れた給湯器。従来の瞬間型ガス給湯機に比べて設備費は高いが、二酸化炭素排出削減量やランニングコストの面で優れている。潜熱回収型・ガスエンジン型・CO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ型などがある。

## 【再開発】

○都市中心部において、土地の有効利用を図るために、既存の建築物を取り払って、新たな構想・配置のもとに開発し直すこと。

## 【立地適正化計画】

○人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とするまちづくりを実現するため、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携によるまちづくりを進めていくための計画。

## 【首長誓約】

○日本版「首長誓約」とは、地域創生と地球貢献を実現するため、首長のイニシアティブにより、「エネルギーの地産地消」「温室効果ガスの大幅削減」「気候変動への適応」の3つの取り組みを一体として推進する取り組み。西三河5市(岡崎市、豊田市、安城市、知立市、みよし市)が日本第1号として2015年12月に首長誓約を行っている。なお、日本版「首長誓約」は、EU(欧州連合)の「市長誓約」の仕組みをモデルとしている。

### 【クールシェア・ウォームシェア】

○各自が分散して住宅や室内でエアコンを使用するのではなく、なるべく集まって涼しい(暖かい)場所で時間を共有する取り組み。東日本大震災後、産業部門への電力消費制限令が出されたが、家庭への対策はなかったため、家庭でのエアコン使用を減らすアイデアとして提案された。

### 【緑のカーテン】

○夏の暑さ対策の1つ。室内の温度上昇を防ぐために、建物の壁や窓、窓周辺の地面を直射日光から遮るように、ゴーヤやヘチマ、アサガオなどのつる性植物を繁茂させる。植物が根から吸った水分を葉から蒸発するので、周りの熱を奪う効果もあるとされる。

### 【環境家計簿】

○毎日の生活の中で環境に関係する出来事や行動を家計簿のように記録し、家庭でどんな環境負荷が発生しているかを家計の収支計算のように行うもの。とくに決まった形式はないが、毎月使用する電気、ガス、水道、ガソリン、燃えるごみなどの量に二酸化炭素排出係数を掛けて、その家庭での二酸化炭素排出量を計算する形式のものが多い。

### 【次世代自動車】

○ハイブリッド車(HV)や電気自動車(EV)、燃料電池車、クリーンディーゼル車など、従来の自動車より二酸化炭素排出量が少ない自動車。国では、2020年までに新車乗用車の2台に1台の割合で導入する目標を掲げている。

### 【パーク・アンド・ライド】

○都市部や観光地などの交通渋滞の緩和のため、末端交通機関である自動車等を郊外の鉄道駅またはバス停に設けた駐車場に停車させ、そこから鉄道や路線バスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地に行く方法。

### 【環境認証(制度)】

○事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向け取り組んでいくマネジメントシステムを構築し、外部機関に認証してもらう。ISO14001やエコアクション21などの制度が有名である。

### 【市民農園】

○農業者以外の都市住民がレクリエーションや生きがいを目的に、野菜などを栽培する小面積に区分された農地。2005年に施行された改正特定農地貸付法により、自治体や農協以外の個人・団体も市民農園を開設できるようになった。

### 【外来種・特定外来生物】

○もともと生息していなかった地域に、人の手で他の地域から入ってきた動植物。地域の生態系や人間の健康、農林水産業などに大きな被害を及ぼす、または及ぼすおそれがあると認められる外来種を、特定外来生物として指定し、その飼養・栽培・保管・運搬・輸入といった取扱いを規制している。オオクチバスやアライグマ、近年ではセアカゴケグモやヒアリが有名である。

### 【緑の基本計画】

- 市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。  
都市緑地法第4条に定めがあり、これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができるとしている。

### 【緑化地域制度】

- 良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地区において、都市計画の地域地区として「緑化地域」を指定し、一定規模以上の敷地面積の建築物の新築・増築に対し、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付けるもの。

### 【生産緑地】

- 「生活環境機能及び公共施設等の敷地の用に供する土地として適している」「面積が一団で500㎡以上の農地等」「農林漁業の継続が可能」な三大都市圏の市街化区域内の農地のうち、農地等所有者が同意する農地について、都市計画の地域地区として「生産緑地地区」を指定し、農地等として存続を図るもの。生産緑地として指定をすることで、農地等所有者は、固定資産税等の税制上の優遇措置を受けることができるが、建築物等の新築・改築・増築や宅地の造成などの土地の形質の変更などの行為について、制限を受ける。

### 【溶融スラグ】

- ごみやごみを焼却した灰を高温で溶かし(溶融)、灰に含まれるダイオキシン類を分解し、重金属を封じ込め、水で急速に冷すことにより生成される安全なガラス状固化物を溶融スラグという。溶融スラグは、砂状のガラス質であるため、砂の替わりとして建設資材に利用することができ、天然資源の保護および最終処分場の延命化等、環境への負荷を低減した循環型社会の構築が図れる材料として、建設資材に有効利用される。

### 【環境美化推進員】

- 知立市環境美化推進条例第12条により選任された市民。地域の環境美化に係る報告・普及・啓発活動を行って頂く。市内在住、在勤の20歳以上の人で、地域の環境美化普及啓発活動に理解があり、継続的かつ積極的に活動できる方を募集・委嘱している。

### 【モニタリング】

- 地域の環境の状況について、継続的あるいは定期的に調査・監視を実施すること。

### 【光化学スモッグ】

- 大気中で高濃度になった光化学オキシダント(オゾンなど)が主な原因。車や工場が排出する窒素酸化物などが、太陽光を浴びて化学反応を起こして生じる。ごく細かい微粒子も同時にできるため、もやがかかったような状態になる。目やのどの粘膜を刺激したり、農産物に悪影響を与えたりするおそれがある。

## 【食育】

○様々な経験を通じて、食に関する知識と、バランスの良い食を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むこと。文部科学省では、近年、偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向など子どもたちの健康を取り巻く問題の深刻化や、食を通じた地域理解や食文化の継承、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解することの重要性を踏まえ、食に関する指導の充実に取り組んでいる。また、学校における食育の生きた教材となる学校給食の充実を図るため、より一層の地場産物の活用や米飯給食の充実を進めている。

## 【つながるネット】

○刈谷市、知立市、高浜市、東浦町が市民活動活性化のために開いたサイトで、運営は各市町が行っている。登録している様々な市民活動団体などの活動内容やイベントをこのサイトで紹介するとともに、このサイトを通して、団体情報の検索やイベント参加申込みなどができる。  
(<http://tsunagaru.genki365.net/index.html>)

## 【市民提案事業】

○市民の視点から見た地域の課題の解決に取り組むため、市民が積極的にまちづくりに参画し、市民と行政が協働してまちづくりを進めることができるよう、市民活動を市が支援する制度で、3名以上で構成されている団体、営利を目的とせず自主的に公益的な活動をする団体、今後も引き続き市内で活動を行う団体が対象である。

## 【透水性舗装】

○雨水を舗装内部に浸透させ地中内部に流しこむタイプの舗装。主に歩道や駐車場・公園などで利用され、雨水が直接地中内部に浸透するため、植生・地中生態が自然環境に近い状態になり環境改善等の効果がある。蓄熱性が小さく夏場はアスファルト舗装よりも表面温度は低くなる。

## 【RCP シナリオ】

○気候変動の予測を行うためには、放射強制力（地球温暖化を引き起こす効果）をもたらず大気中の温室効果ガス濃度等がどのように変化するかシナリオを用意する必要がある。RCP（Representative Concentration Pathways：代表濃度経路）シナリオとは、政策的な温室効果ガスの緩和策を前提として、将来の温室効果ガス安定化レベルとそこに至るまでの経路のうち代表的なものを選んだものである。RCPに続く数値が大きいほど2100年における放射強制力が大きく、RCP2.6（低位安定化シナリオ）とは将来の気温上昇を2℃以下に抑えるという目標を達成するために作成されたシナリオ、RCP8.5（高位参照シナリオ）とは2100年における温室効果ガス排出量の最大排出量にあたるシナリオである。

## 【気候モデル(GCM)】

○気候モデルとは、気候を構成する大気、海洋等の中で起こることを、物理法則に従って定式化し、コンピュータの中で擬似的な地球を再現しようとする計算プログラムのことをいう。世界全体を網の目に区切り、その格子点ごとに気温、風、水蒸気の時間変化を計算することにより、将来の気候変化を予測する。